

## 農業の6次産業化支援事業補助金交付要綱

平成27年4月1日 決裁

令和5年5月29日 一部改正

(趣旨)

第1条 県は、農業の6次産業化支援事業実施要領（平成26年5月20日付け埼玉県農林部長決裁。以下「実施要領」という。）に基づいて行うネットワーク活動推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

その交付に関しては、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号）、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号）、及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率等)

第2条 第1条に規定する補助金交付の補助対象経費、補助事業者及び補助率等は、別表1に定めるところによる。

2 6次産業化施設整備事業の補助額は、次の(1)から(3)までに掲げる額を比較して、最も低い額の範囲内とする。

(1) 交付対象経費に10分の3（前項別表1の3の補助率のただし書きに該当する場合は2分の1）を乗じて得た額

(2) 交付対象経費に充てるために貸付等を行う第1項の資金の額

(3) 交付対象経費から(2)の額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額

3 第2項に定める方法により算出された交付金の額が1億円を超える場合は、当該額にかかわらず、1億円以内とする。

ただし、次の(1)から(3)までに掲げる要件を全て満たす場合であって、業務用需要に応じた一次加工品等の事業者間の取引（以下「B to B」という。）において、その取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCPの認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費に限り、2億円の範囲内で上乘せすることができる。

(1) 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画に定める目標年度において、本事業におけるB to Bに供するものの取扱量又は取扱金額が50パーセントを超える計画であること。

(2) 取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCPの認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費が明確であること。

(3) 事業実施計画に、本事業における一次加工品等の製造過程について、HACCPに関する第三者認証を取得することが明記されていること。

(経費の流用)

第3条 別表1の補助対象事業欄に掲げる事業間において、補助対象経費の流用をしてはならない。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条の規定に基づく申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金の仕入れに消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に関する書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、別表2に定めるものとする。

(申請書の提出期限)

第5条 規則第4条の規定に基づく申請書の提出は、知事が別に定める日までに行うものとする。

(内容の変更等)

第6条 補助事業者は、規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合には、様式第2号により補助金変更等申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遂行が困難な場合等)

第8条 補助事業者は、規則第6条第1項第4号の規定に基づき知事の指示を求める場合には、事業（本補助金の補助の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の規定に基づく交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(交付の方法)

第10条 この補助金は、概算払で交付することができる。

(事業遂行状況報告)

第11条 規則第11条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があつた年度の12月31日現在において、様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出して行うものとする。

2 知事は、前項に定める時期のほか、補助金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告書)

第12条 規則第13条の規定に基づく実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第6号によりすみやかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

2 知事は、交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、前項の返還が命じられた日から20日(地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合は90日)以内に交付金を返還するものとし、期限内に返還ができない場合は、未納の金額につきその未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を収めるものとする。

(海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱)

第14条 補助事業者は、交付事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、実績報告書において、補助金精算額から減額して報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第

12第3項に準じて知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

(額の再確定)

第15条 補助事業者は、第13条の規定による額の確定通知を受けた後、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し、改めて第12条の規定による報告を行うものとする。

(交付決定の取消又は変更)

第16条 知事は、第6条の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる事項が明らかになった場合には、第9条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、交付事業の実施に当たって法令若しくは本要綱の規定又はそれらに基づく処分若しくは指示に違反したこと
- (2) 補助事業者が、交付金を交付事業以外の用途に使用したこと
- (3) 補助事業者が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延その他の不適当な行為をしたこと
- (4) 交付決定後生じた事情により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったこと

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれる場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(処分を制限する財産)

第18条 規則第19条の規定に基づく知事が定める財産は、1件当たり取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

#### (収益納付)

第19条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに、補助事業の実施によって相当の収益が生じた場合には、収益報告書により、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）2月以内に、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があつた場合は、当該収益の一部又は全部を県に納付させることができる。

3 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された補助金額をそれまでに補助対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、補助金の総額から、交付金に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。

#### (交付金の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業について、ほかの経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載する帳簿を備え、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出の内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

#### (書類の整備)

第21条 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

#### (入札の実施)

第22条 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。

ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとするものに対し、書面により契約にかかる指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

#### (書類の経由)

第23条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄する農林振興センターの長を経由するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第24条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成28年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から適用する。
- 2 平成29年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月3日から適用する。
- 2 この通知による改正前に実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月3日から適用する。
- 2 この通知による改正前に実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月28日から適用する。
- 2 この通知による改正前に実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年11月22日から適用する。
- 2 この通知による改正前に実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月29日から適用する。
- 2 この通知による改正前に実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表1 (第2条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助事業者	補助率及び補助額	重要な変更	
				経費の変更	事業の内容の変更
<p>1 農山漁村発イノベーション支援事業</p> <p>(1) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進</p> <p>(2) 経済活動としての農福連携の発展</p> <p>(3) 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組</p> <p>(4) 多様な地域資源を新分野で活用する取組</p>	<p>臨時に雇用される事務補助員等の賃金、謝金、普通旅費及び特別旅費(委員等旅費、研修旅費及び日額旅費)、消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費等(飲食、喫煙、手土産、接待等、事業の遂行に直接関係のない経費は助成の対象外)、通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等、コンサルタント等の委託料(原則として年度ごとの事業費の5割までとする。ただし、「入札・契約手続き等の一層の改善について」(平成21年3月18日付け20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知)別紙の4の(2)のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託先」は「事業実施主体」と、「再委託先」は「委託先」と、「契約担当官等」は「事業承認者」と読み替えるものとする。)会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料、事業の遂行に最低限必要な事業用機械器具等の購入費(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表等による耐用年数(以下「耐用年</p>	<p>農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体</p>	<p>1 交付率は、1/2以内とする。</p> <p>2 事業実施期間における助成額の上限は500万円とする。ただし、事項(1)から(4)までの取組のうち、いずれか1つあるいは複数の取組を実施する場合にあっても、500万円とする。</p> <p>3 事項(5)の取組と併せ行う場合にあっては、助成額の総額が500万円を超えないこととする。</p> <p>4 事業と併せて行う施設整備に係る助成額の上限は、施設の整備以外の助成額よりも低い額とする。</p>	<p>事業費の減額(不用額の発生に伴い知事が必要と認めた場合に限る。)</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>

<p>(5) 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進</p>	<p>数」という。)が3年以下のものに限る。)、委員手当、技術員手当(給料及び職員手当(ただし退職手当を除く。))、共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等、借地料等、事業の遂行に最低限必要な資材購入費、調査試験、用資材費等(耐用年数が3年以下のものに限る。)、作業機械、機材等賃料経費等</p>	<p>農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体、コンソーシアム</p>	<p>1 交付率は、定額とする。 2 事業実施期間における助成額の上限は、500万円とする。 3 事項(1)から(4)までの取組と併せ行う場合にあっては、助成額の総額が500万円を超えないこととする。</p>		
<p>2 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業 (1) 6次産業化等に関する戦略の策定</p>	<p>農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会開催費(講師謝金、講師旅費、資料印刷費等)、交流会開催費(講師謝金、講師旅費、会場借料、資料印刷費、開催案内印刷・発送費等)、通信費、消耗品費等</p>	<p>市町村</p>	<p>定額</p>	<p>事業費の3割以上の増減</p>	<p>事業実施主体の名称の変更</p>
<p>(2) 人材育成研修会の開催</p>	<p>管理運営費(人件費、旅費、研修生募集案内印刷費等)、開講実施費、会場費(会場借料、会場等備品、会場整理賃金)、講師謝金、講師旅費、テキスト作成費(原稿料、資料印刷費)、実習に係る損害保険料、通信費、消耗品費等</p>	<p>戦略策定市町村</p>			

<p>3 農山漁村発イノベーション施設整備事業（産業支援型）</p> <p>（1）農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設</p> <p>ア 農林水産物等の集出荷のために必要な施設</p> <p>イ 農林水産物等の処理・加工のために必要な施設</p> <p>ウ 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設</p> <p>エ 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の生産・加工体験提供のために必要な施設</p> <p>ただし3の(1)のイ又はウに掲げる施設と一体的に整備する農林水産物等の生産・加工体験の提供のための機械及び建物</p> <p>（ただし、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領別記4農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）及び農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）第3に定める事業を実施中</p>	<p>補助対象事業欄に掲げる施設を整備するための費用</p> <p>※ 補助対象としない経費</p> <p>（1）事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費</p> <p>（2）個人で使用する機械、施設、運搬用トラック等の目的外使用のおそれのある施設等に係る経費</p> <p>（3）既存施設の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備するもの（いわゆる更新）並びに交付の対象とする施設のうち附帯施設のみに係る経費</p> <p>（注）認定総合化事業計画の実施期間の終了後、当該認定を受けて生産する新商品についてさらなる需要を開拓し増産を図るために、改めて総合化事業計画の認定を受けて取り組む場合に必要となる施設の整備は、同種、同規模及び同効用のものの再度の整備に当たらないため、交付の対象となる。</p> <p>（4）既存施設の取壊し及び撤去に係る経費</p> <p>（5）交付対象施設等に係る附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ及び運搬台車であって低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きのフォークリ</p>	<p>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第5条の規定に基づく認定若しくは同法第6条の規定に基づく変更の認定を受けた農林漁業者団体又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下、「農商工等連携促進法」という。）第4条の規定に基づく認定若しくは第5条の規定に基づく変更の認定を受けた農林漁業者団体及び中小企業者で、知事が別に定める資金の貸付又は出資（以下「貸付等」という。）を受けて、補助対象事業欄の3に掲げる施設等の整備を行う次に掲げる者。</p> <p>・農林漁業者の組織する団体</p> <p>3戸以上の農林漁業者が</p>	<p>定額（事業費の3/10以内、ただし次のいずれかの要件を満たす本事業については、事業費の1/2以内。</p> <p>1 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2により県が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、事業実施計画において、地域外での販路の確保、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業</p> <p>2 市町村戦略に基づいて行われる取組であり、かつ、地域経済への波及効果を及ぼす等公益の増進に寄与する取組と当該市町村戦略を策定した協議会又は当該市町村が認める事業</p> <p>3 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画において、本事業による施設等の整備を契機として、障害者等（障害者基本法（昭和45</p>	<p>事業費の3割以上の増減</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施場所の変更</p> <p>3 事業実施主体の名称の変更</p>
--	---	--	---	--------------------	---

<p>又は、実施が終了した地域からの観光入込客の流入が見込める地域における取組に限る。)</p> <p>オ 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設</p> <p>カ 収穫後用病害虫防除のために必要な施設</p> <p>キ 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設（売電を目的とする取組に係るものを除く）</p> <p>ク アからキまでの附帯施設</p> <p>(2) 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等</p> <p>ア 簡易土地基盤整備</p> <p>イ 農業用水のために必要な施設</p> <p>ウ 営農飲雑用水のために必要な施設</p> <p>エ 農産物生産に必要な施設</p> <p>オ 乾燥調製貯蔵のために必要な施設</p> <p>カ 育苗のために必要な施設</p> <p>キ 水産用種苗生産・畜養殖のために必要な施設</p> <p>ク 堆肥製造のために必要な施設</p>	<p>フトを除く。)及び汎用性のある事務用機器等の購入に係る経費</p> <p>(6) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な建物外における地盤工事等の外構工事(水道管等に近接しており、施設の附帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く。)、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費</p>	<p>主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができると思われる団体(法人格を有しない団体にあつては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。)及びこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体であつて農林漁業関連事業に常時従事する者を3人以上雇用し、又は常時従事する者を新たに3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されているもの。</p> <p>ただし、補助対象事業欄3の(1)のエに掲げる施設等を整備しようとする者は、農山漁村振興交付金(農泊推進対策)実施要領(平成30年3月28日付け</p>	<p>年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第1項に規定する生活困窮者及び介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規定により要介護認定を受けた者をいう。以下同じ。)を新たに雇用(本事業により整備した施設等に関連した業務に従事する者に限る。)することが定められており、かつ、六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく認定若しくは第6条の規定に基づく変更の認定又は農商工等連携促進法第4条の規定に基づく認定若しくは第5条の規定に基づく変更の認定を受けた日から起算して2年を経過する日までに障害者等を雇用することが確実であると認められる事業</p> <p>ただし、補助対象者に交付する補助金の額は第2条第2項及び第3項により算定された額)</p>		
---	---	---	--	--	--

<p>ケ 新技術活用種苗等供給のために必要な施設</p> <p>コ 特用林産物生産のために必要な施設</p> <p>サ 農林水産物運搬のために必要な施設</p> <p>シ 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設 (売電を目的とする取組に係るものを除く)</p> <p>ス アからシまでの附帯施設 (3) 食品等の加工・販売のために必要な施設</p> <p>ア 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設</p> <p>イ アの附帯施設</p>		<p>29 農振第2292 号農林水産省農村振興局長通知) 第2に定める地域協議会(以下「農泊地域協議会」という。)の構成員ではない者に限る(本事業の完了日以後に農泊地域協議会の構成員となった場合は、この限りではない。)</p> <p>・中小企業者 農商工等連携促進法第2条第1項の規定に基づく中小企業者(個人及びみなし大企業を除く。)</p>			
--	--	--	--	--	--

別表 2 (添付資料)

1 交付申請書 (第 4 条関係)

	添付資料	添付の条件
1	収支 (歳入歳出) 予算書 (抄本)	必須
2	事業費見積明細書 (様式自由)	必須
3	事業実施内容に係る見積書の写し	整備事業を実施する場合
4	貸付機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われていることを証明する書類	整備事業を実施する場合

2 変更交付申請書 (第 6 条関係)

	添付書類	添付の条件
1	当初提出した様式第 1 号 (交付申請書) の変更部分を赤字で修正したもの	必須
2	変更内容がわかる書類	必須

3 実績報告書 (第 12 条関係)

	添付資料	添付の条件
1	収支 (歳入歳出) 決算 (見込) 書 (抄本)	必須
2	事業実績内訳明細書	必須
3	事業実施内容に係る領収証等 (支払ったことが確認できる書類) の写し	必須
4	出来高設計書	整備事業を実施した場合
5	財産管理台帳の写し	整備事業を実施した場合
6	貸付機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われていることを証明する書類	整備事業を実施した場合
7	写真 (整備事業により整備した施設等のもの)	整備事業を実施した場合

4 消費税等相当額報告書 (第 12 条関係)

	添付資料	添付の条件
1	内訳資料	必須
2	消費税確定申告書の写し (税務署の收受印があるもの)	必須
3	付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し	必須
4	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額の積算内訳	必須
5	通勤手当の内訳を確認できる資料	人件費に通勤手当を含む場合
6	消費税法第 60 条第 4 条に規定する特定収入の割合を確認できる資料	補助対象者が、消費税法第 60 条に定める法人等である場合
7	補助金事業実施年度の前々年度に係る法人税 (個人事業者の場合は所得税) 確定申告書の写し (税務署の收受印等のもの) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料	免税事業者の場合
8	補助金事業実施年度における消費税確定申告書 (簡易課税) の写し (税務署の收受印等のもの)	簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合

様式第1号（第4条関係）

年度農業の6次産業化支援事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

団 体 名  
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農業の6次産業化支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業の目的

3 事業内容 別紙のとおり

1 実施予定事業の内容

実施事業	事業費 (A)=(B)+(D) +(E)+(F)	事業費内訳				備考
		自己資金		地方公共団体等による助成金		
		(B)	うち貸付金等 (C)	市町村 (D)	その他 (E)	
1 農山漁村発イノベーション推進支援事業						
(1) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進						
(2) 新商品開発・販路開拓の実施						
(3) 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組						
(4) 多様な地域資源を新分野で活用する取組						
(5) 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進						
2 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業						
(1) 6次産業化等に関する戦略の策定						
(2) 人材育成研修会の開催						
3 農山漁村発イノベーション施設整備事業(産業支援型)						
(1) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設						
(2) 総合化事業又は農工商等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等						
(3) 食品等の加工・販売のために必要な施設						
事業費 小計						
附帯事務費						
合計						

- (注) 1 申請者が市町村の場合、市町村の自己負担額については「事業費内訳」の「自己資金」欄に記入すること。
- 2 備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。  
また、事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、その内容を様式第1号別紙2「3 補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容」欄に記載すること。
- 3 附帯事務費について補助金の申請をする場合は、様式第1号別紙2「4 附帯事務費の内訳」欄に記載すること。
- 4 その他参考になる事項を備考欄に記載すること。

2 事業完了予定年月日

年	月	日
---	---	---

様式第1号 別紙2

3 補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容

実施事業	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他

4 附帯事務費の内訳

事業内容	事業費	事業費内訳			備考
		交付金	市町村費	その他	
	円	円	円	円	
合計					

- (注) 1 事業内容欄は、国が別に定める附帯事務費の用途基準により記入すること。  
 2 事業費及び事業費内訳欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

様式第2号（第6条関係）

年度農業の6次産業化支援事業補助金【変更/中止/廃止】申請書

番 号  
年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定があった事業について、  
下記のとおり【変更/中止/廃止】したいので、農業の6次産業化支援事業補助金交付要  
綱第6条の規定に基づき申請します。

記

1 【変更/中止/廃止】の理由

2 【変更/中止/廃止】の内容

【変更/中止/廃止】事項	【変更/中止/廃止】前	【変更/中止/廃止】後

様式第3号（第9条関係）

年度農業の6次産業化支援事業補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度農業の6次産業化支援事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助事業者は、別表1の事業に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（知事が定める重要な変更）をする場合及び補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助金の交付決定があった年度の12月31日現在において様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- (5) ア 規則第13条の規定に基づく実績報告書の様式は様式第5号のとおりとし、補助事業者は、実績報告書を知事に提出しなければならない。  
イ 補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

ウ 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号によりすみやかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(6) ア 補助事業者は、交付事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、実績報告書において、補助金精算額から減額して報告しなければならない。

イ 補助事業者は、補助事業完了後に海外付加価値税について還付を受けた場合には、第12第3項に準じて知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

(7) 補助事業者は、第13条の規定による額の確定通知を受けた後、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し、改めて第12条の規定による報告を行うものとする。

(8) 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(9) ア 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに、補助事業の実施によって相当の収益が生じた場合には、収益報告書により、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあっては、下半期の決算の終了後）2月以内に、知事に報告しなければならない。

イ 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該収益の一部又は全部を県に納付させることができる。

ウ 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された補助金額をそれまでに補助対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、補助金の総額から、交付金に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。

(10) ア 補助事業者は、補助事業について、ほかの経理と区分して補助事業の収入及支出を記載する帳簿を備え、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

イ 補助事業者は、前項の収入及び支出の内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ウ 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2

項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

- (11) 補助事業者は、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号）、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695）、規則及び農業の6次産業化支援事業補助金交付要綱（平成27年4月1日決裁）に従わなければならない。
- (12) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (13) 補助事業者は、(12)にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事による補助金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。
  - (ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること
  - (イ) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- (14) 補助事業者は、(12)による知事の承認に当たって、知事の指示に基づき、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を知事に納付しなければならない。

### 3 法律の適用

この補助金は国の農山漁村振興交付金を原資とすることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の適用がある。

様式第4号（第11条関係）

年度農業の6次産業化支援事業補助金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定があった事業について、  
農業の6次産業化支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、その遂行状況を下  
記のとおり報告します。

記

実施事業名	総事業費	事業の遂行状況				備考
		年 月 日 までに完了したもの		年 月 日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 農山漁村発イノベーション推進支援事業	円	円	%	円		
2 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業						
3 農山漁村発イノベーション施設整備事業（産業支援型）						

様式第5号（第12条関係）

年度農業の6次産業化支援事業補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった事業について、下記のとおり事業を実施したので、農業の6次産業化支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助金精算額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業の目的

3 事業内容 別紙のとおり

1 実施事業の内容

実施事業	事業費 (A)=(B)+(D) +(E)+(F)	事業費内訳				補助金 精算額 (F)	補助金 交付決定額 (G)	補助金 受入済額 (H)	差引 過不足額 (I)=(H)-(F)	備考
		自己資金		地方公共団体等による助成金						
		(B)	うち貸付金等 (C)	市町村 (D)	その他 (E)					
1 農山漁村発イノベーション推進支援事業						/	/	/		
(1) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進										
(2) 新商品開発・販路開拓の実施										
(3) 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組										
(4) 多様な地域資源を新分野で活用する取組										
(5) 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進										
2 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業										
(1) 6次産業化等に関する戦略の策定										
(2) 人材育成研修会の開催										
3 農山漁村発イノベーション施設整備事業(産業支援型)										
(1) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設										
(2) 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等										
(3) 食品等の加工・販売のために必要な施設										
事業費 小計										
附帯事務費										
合計								0		

- (注) 1 申請者が市町村の場合、市町村の自己負担額については「事業費内訳」の「自己資金」欄に記入すること。
- 2 備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。  
また、事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受けた場合には、「融資該当有」と記入の上、その内容を様式第5号別紙2「3 補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受けた場合の融資の内容」欄に記載すること。
- 3 附帯事務費について補助金の申請をした場合は、その実績を様式第5号別紙2「4 附帯事務費の内訳」欄に記載すること。
- 4 その他参考になる事項を備考欄に記載すること。

2 事業完了年月日 年 月 日



番 号  
年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

団 体 名  
代表者氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農業の6次産業化  
支援事業補助金について、交付要綱第 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の交付手続き等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)第14条の  
規定による確定額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 \_\_\_\_\_ 円
- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況  
※ 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定  
時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

様式第7号（第13条関係）

年度農業の6次産業化支援事業補助金交付確定通知書

番 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで実績報告のあった 年度農業の6次産業化支援事業  
補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15  
号）第14条の規定により、次のとおり額を確定する。

記

補助金交付確定額 金 円



別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所 在 地：

---

事 業 者 名：

---

代表者職・氏名：

---